

ニホンザルの保護管理に関する重要課題と対応の方向性

基本認識

- ニホンザルの群れが生息する 43 都府県のうち、特定計画策定都府県は 2012 年 12 月現在で 19 計画と半数に満たず、特定計画の普及が遅れている。計画未策定県は、中国、四国、九州地方に多い。
- 過去 10 年以上にわたる取り組みによって、被害が軽減した地域も見られるが、全国的に被害は高い水準を維持している。また自家消費作物被害や生活環境被害が広がる傾向にある。
- 全国的にはニホンザルの分布および群れ数が引き続き増加傾向にある地域が多く、これに伴って被害発生地域も拡大しているものと考えられる。
- 捕獲数は増加し、近年 2 万頭に達しているが、必ずしも被害の減少や群れの分布範囲および群れ数の減少に結びついていない。目的と目標が不明確な捕獲事業が多い上に、捕獲の規模が必ずしも十分ではない。
- ニホンザルの保護管理の中心課題は、農林業被害及び生活環境被害の軽減であり、それを達成する方策は、被害防除と個体群コントロールである。
- 被害防除には直接的な防除（柵等による障壁、追い払い）とサルの誘引回避（集落環境整備、餌の除去など）があり、集落ぐるみでの取り組みが重要である。
- ニホンザルの「個体群コントロール」とは、個体数や密度のコントロールではない。環境状況、個体群の規模、被害状況に応じて、（悪質）個体のコントロール、群れの規模のコントロール、群れ数のコントロール、及びこれらを通じた分布のコントロールを目的を明確にして行うことが求められる。

課題抽出に当たっての基本的考え方

- 特定計画に関することを中心とするが、ニホンザル保護管理に関して特定計画に包摂されない問題も、必要に応じて取り扱う。
- 整理に当たっては、2010 年ガイドラインにおける指摘事項を考慮に入れる。
- 現時点では、分析結果だけではなく、様々な情報や仮説に基づいてリストアップするが、今後の情報収集と整理に基づき、修正する。

ガイドラインの指摘事項

- ・ 被害防除の徹底と個体群コントロールを合わせた総合的な計画と取り組み。
- ・ 群れ一群れ集団を管理の基本単位とする。
- ・ ゾーニング（サル排除区域、サル調整区域、サル保全区域）と広域管理。
- ・ 長期的な目標イメージの設定とそれに至るステップの整理、およびその上にたった短期、中期の目標の具体化。
- ・ 保護管理の目標と捕獲の目的の明確化、およびそれにあつた手法および捕獲目標の設定。それに基づくコントロールの推進。
- ・ 行政的なモニタリング（集落を単位とした情報整理など）に基づく科学的・客観的な現状把握と結果の評価（評価体制の整備）。
- ・ 地域間連携、部局間連携、市町村との連携(実施計画の位置づけ、特措法に基づく市町村計画の位置づけ・組み込みなど)。
- ・ 集落や地域ぐるみでの被害防除と環境管理の取組推進。

主要課題と対応の方向性

課題1 特定計画の普及が遅れている

- ニホンザルの群れが息する都府県のうち、分布が限定的な岩手県、大阪府を除く22都県で、特定計画が未策定である。
 - 特定計画が策定されていない原因、ニホンザルの保護管理の現状（どのようなことが行われているか）の把握を進める。
 - その上で、目標を明確にした計画的管理のツールとしての特定計画制度のさらなる活用を図る。
 - 特定計画が策定されている19府県においても、多くの地域でサルの分布域の拡大や個体数の増加が続き、被害も高水準で推移しており、課題の改善が必要である。

課題2 計画の目標が具体的でない

- 長期的な目標の設定と目標達成のためのステップ、その中での現状計画の位置づけが曖昧である。
 - 長期目標のイメージと目標達成に向けたステップを明確にするため、ゾーニングを考えると共にそれぞれのフェイズにおける目標課題をリストアップする。
- 目標が具体的に示されている計画が少ない。そのため計画の進捗、達成状況について客観的な評価ができず、課題の明確化と施策の改善につながらない（PDCAサイクルが機能していない）。
 - 群れの分布域、群れ数、個体数をどうしていくか、群れの出没する集落数や出没頻度、被害水準をどこまで下げるのかというような明確な目標設定を進める。

課題3 捕獲数は増加しているが、多くの場合個体群コントロールとして機能していない

- 個体群コントロールの位置づけと具体的な達成目標を明確にした捕獲となっていない。
 - 現在行われている捕獲の実態とサルの動向、被害の動向を点検・評価し、効果と影響の検証を進めることにより、捕獲を個体群コントロールとして機能させる。
 - 各地域における個別の事例と経験を参考に、状況に応じたいくつかのモデルを作る（目標とそのため的手段・手法など）。
 - 適切かつ効果的な捕獲技術とその運用方法に関する整理と普及を図る（当面の改善）。

課題4 被害防除は地域的・局所的には一定の成果を上げているが、全体としてはまだ不十分である

- 個体群コントロールを含む総合的な管理計画の中で被害防除が位置づけられていないケースがある。また各種被害防除施策が効果的かつ適切に実施されていないケースがある。
 - 被害防除の有効性と限界を踏まえ、被害防除と個体群コントロールを合わせた地域ごとの実施計画が必要である。
 - 集落ぐるみの取り組みをさらに進める。その際、各集落や耕作地の状況の分析と目標設定、適切な手法の選択、それを実施するための地元の体制が必要である。
- 管理計画の策定、実施、評価という視点からの被害動向の把握が十分には行われていないことが多い（管理に役立つ資料の収集となっていない）。
 - モニタリング方法の改善が必要である。集落単位で被害程度や被害量の増減、群れの出現頻度などの情報の把握など、行政調査として実施できることを重視する。
 - 生活環境被害（自家消費作物被害等を含む）、人身被害への対策をどう進めるかの検討が必要である。

課題5 地域間や組織間、諸計画間の連携が必ずしも実効性のあるものとなっていない

- 計画の実行部分の多くは、市町村が担う場合が多いが、必ずしも県、市町村との連携が図られていない。
 - 毎年度、モニタリングの結果に基づいて市町村単位で実行計画（実施計画）を策定し、都府県レベルで統一性と整合性を持った計画にする。
 - その際、特に特措法における被害防止計画との連携、調整を実態のあるものとする。
- 広域管理体制のあり方が必ずしも明確ではない。
 - 隣接市町村・都府県で協議会を立ち上げるなど、情報交換をはじめ、広域的に連携した取り組みが必要である。
 - 特に同一県内の複数市町村が関わる課題については、県が連携の中心的役割を果たすことが重要である。

課題6 モニタリングが不十分な地域や、モニタリング結果が実施計画や次期計画に十分に反映されていない地域がある。

●特定計画の中でモニタリングに関する記載があっても、実行が伴っているところは少ない。捕獲の効果検証、被害状況把握のモニタリングも不十分である。

→保護管理に必要な情報を明確にし、優先順位をつけ、実施方法と実施体制を作り、必要な量と質を確保することにつとめる。優先度の高い情報は、群れの出没範囲と大まかな群れ数（およびそれらの変化）、隣接して生息している群れの情報、被害発生集落の分布、捕獲実績（数、性、年齢クラス、捕獲場所）などであり、できる限り行政的に実施することが必要である。

●各種資料が施策実施結果の評価、計画の修正と改善に生かされていないケースがある。

→PDCA サイクルを機能させていくための手順を具体化し、モニタリング資料に基づき検討すべき事項を明確にする。

→モニタリング資料の分析・検討・評価の作業を形骸化させず、専門家等を加えて十分な労力を費やす。